

名家連ニュース

平成 28 年 1 月 13 日 (水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX(052)411-2890 NO.391号

愛知県障害者差別解消推進条例の紹介 その①

～愛知県ホームページより抜粋～



【基本理念】

- ◆ すべての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨とすること。
- ◆ すべての障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨とすること。
- ◆ 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害者になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が障害についての知識および理解を深める必要があること。
- ◆ 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに社会全体で取り組むこと。

【県、県民、事業者の責務】

◆ 県の責務

- ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し及び実施する。
- ・市町村との連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組む。

◆ 県民の責務

- ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める。

◆ 事業者の責務

- ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講じるよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める。



【差別の禁止】

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体	× 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	○ 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ※民間事業者には、個人事業者・NPO 等の非営利事業者も含まれます。	× 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	○ 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

【県の主な取り組み】

◆ 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

障害者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、紛争の防止等を行うことができるよう、相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図ります。また、市町村が実施する相談業務を支援していきます。→ 市町村を支援する広域相談窓口は次号に掲載します。